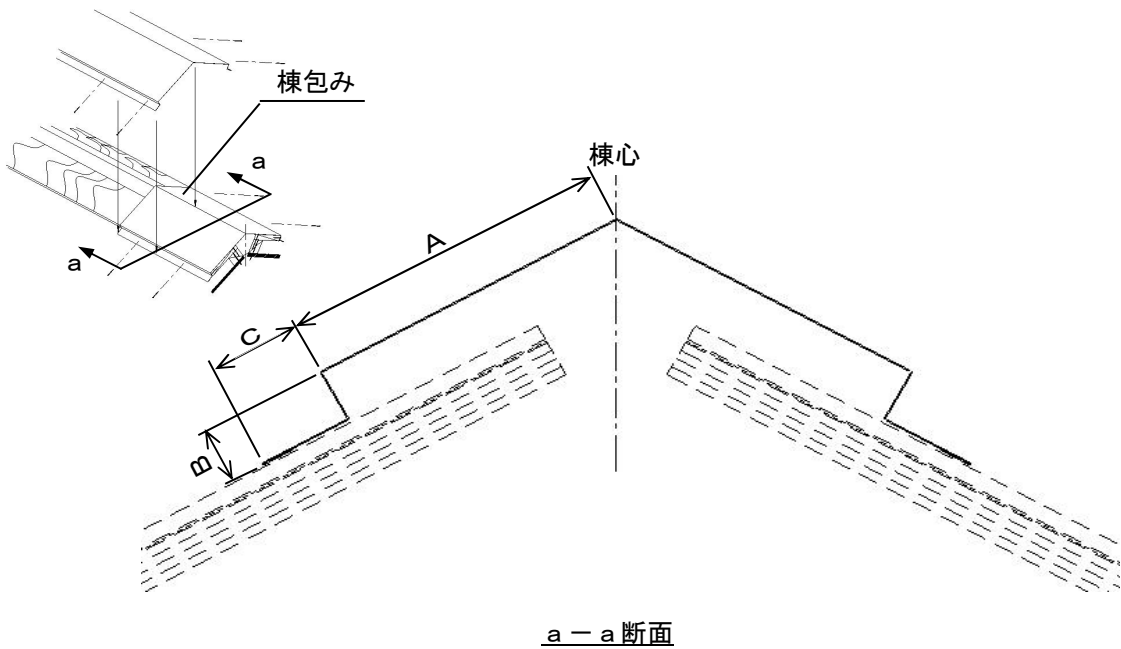


1. 対象部材
棟包み

略称：CJK 棟包み

2. 標準（共通）化の部位
標準（共通）化の部位を図1に示す。



- A：棟包み頂部から部材立下りまでの寸法
 - B：棟包み端部の立下り寸法
 - C：棟包み立下りから端部までの寸法
- ※棟包みの一般断面を示しており、特殊形状部分についてはこの限りでない。

図1－標準（共通）化の部位

3. 寸法・形状

図1の各部位の寸法を表1に示す。

表1－各部位の寸法

単位：mm

項目	寸法	
	①	②
A：棟包み頂部から部材立下りまでの寸法	$102 \leq A \leq 106$	$128 \leq A \leq 132$
B：棟包み端部の立下り寸法	$16 \leq B \leq 20$	
C：棟包み立下りから端部までの寸法	$22 \leq C$	

4. 表示方法

部材・印刷物・電子媒体などに、長期使用対応部材であることを表示する。
または、“CJK”マークを表示する。

5. 特記事項

5.1 躯体側の具備すべき条件

屋根下地、下葺きは、住宅各社の屋根納まりにより大きく影響を受けるため、特に規定をしないが、棟包み部材を固定するための固定代を確保すること。

5.2 対象の範囲

- ・本基準書は、2.5寸以上の勾配屋根を対象としており、フラット屋根、片流れ勾配屋根は対象外とする。
- ・材質については、特に規定しない。

5.3 運用上の注意点

- ・棟包み部材を交換する際は、棟包み部材と接続する部材との相互の互換性を考慮し部材の選定及び配置を行う事。
- ・交換に際しては、適切な防水処理及び固定を行うこと。

6. 解説

- ・躯体側の大幅な改修を伴わずに容易に、また、連続する棟包み及び棟換気部材との相互の互換性を考慮して、交換が可能となるように、棟包み部材の寸法を定めた。
- ・棟包み部材は一般的な屋根勾配である2.5寸以上を対象とし、棟包み部材として一般的である寸法を基準値として採用した。
- ・連続する棟包み及び棟換気部材との接続部は、突き当て方式、ラップ方式などの方法があり、様々な接続方式に対応できるように、A寸法、B寸法及びC寸法を設定した。

7. 共通事項

7.1 寸法について

寸法は基準値を示し、公差・許容差を表すものではない。

7.2 交換について

交換については、専門知識を有する者が行うことを推奨する。

注記)専門知識を有する者とは：専門的知識、技術、経験を有する者である。

8. 改訂履歴

8.1 2024年3月21日改訂

急勾配屋根に対応させるため、以下の変更を行った。

- ・3. 形状・寸法に②寸法を追加した。
- ・5.2対象の範囲で設定していた屋根勾配の上限を削除した。